

監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法（同法第35条によって準用する独立行政法人通則法を含む）の規定に準拠して、国立大学法人九州大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の業務に関して、監査を実施しましたので、監事意見として以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその概要

国立大学法人九州大学監事監査要綱等に基づいて、監査の方針・監査計画に従い、役員等との意思疎通を図り、内部監査担当部署と連携し、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、役員等から業務の執行状況についての報告を聴取し、必要に応じて説明を求めました。また、重要文書等を閲覧し、部局長等や事務組織の業務責任者等から業務遂行の状況を聴取するとともに、業務及び財産の状況を調査し、書面及び証拠書類の査閲等によって確認しました。以上の方法に基づいて、当該事業年度に係る事業報告書（会計部分を除く）について検討いたしました。

また、財務担当部署から会計に関する資料について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から、監査計画と監査の方法及びその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づいて、当該事業年度に係る財務諸表〔貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、附属明細書〕、事業報告書（会計部分）及び決算報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書（会計部分を除く）の監査結果

イ．事業報告書（会計部分を除く）は、国立大学法人九州大学の業務運営の概況を正しく示しているものと認めます。

ロ．総長及び理事の職務の執行については、不正の行為または法令もしくは国立大学法人九州大学学則等の規定に違反する重大な事実は認められません。

（2）財務諸表等の監査結果

イ．会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

ロ．財務諸表、事業報告書（会計部分）及び決算報告書は、法令及び国立大学法人九州大学会計規則等の規定に準拠しており、法人の財政及び運営状況を正しく示しているものと認めます。

平成25年6月10日

国立大学法人九州大学

監事 善 福 勉

監事 藤 田 和 子

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しております。